

3章 都市づくりの方針

1. 土地利用の方針
2. 市街地整備等の方針
3. 道路・交通体系形成の方針
4. 公園・緑地等オープンスペース整備の方針
5. 河川と供給処理施設整備（下水道等）の方針
6. 市民生活を支える施設整備の方針
7. 都市防災に関する方針
8. 都市景観形成の方針
9. 自然的環境の維持・保全の方針
10. 観光・地域振興の方針



1. 土地利用の方針

(1) 基本的考え方

都市機能を十分に発揮するためには以下の6項目が今後の土地利用において重要となります。

- ①高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすいまち②誰もが移動しやすく車に過度に頼らないまち
- ③公共交通ネットワークが機能し、都市機能にアクセスしやすいまち④居住・公共公益施設・事業所・商業等が集積したにぎわいのあるまち⑤自然災害に対応した安全安心のまち⑥都市のストックや歴史・文化・潤いある豊かな自然環境を活用した利便性の高い集約型都市構造のあるまち

その上で、長期的な時間軸を念頭に置き、個性的で活力ある地域づくりをしていくとともに、次世代においても安全で快適な生活を送ることができる空間の創造を目指します。

特に、それぞれの地区の特性を活かし、居住・生産などの機能が集約した計画的な土地利用が求められています。具体的には、茨城空港のアクセス便の増加、東関東自動車道水戸線の開通等により開発需要の高まりが期待される中で、無秩序で虫食い的な宅地化や散在的な開発が進むと、住環境・生産環境・自然環境相互に悪影響を及ぼすばかりでなく、基盤投資などが分散し効率的なまちづくりが出来なくなるため、適切な都市計画制度を活用します。その中でも、鉾田市の中心となる鉾田市街地においては、東日本大震災の影響から空洞化が進んでおり、また河川等浸水被害の可能性や郊外の大規模店舗の進出などから、今後の市街地のあり方が見えにくい状態が続いている。そのため、持続可能なまちづくりの実現にむけて、鉾田市街地が求心性を持つ地域として再生できるよう、市街地の持つ特徴を考慮しながら、今後の市街地像を検討していく必要があります。

(2) 基本目標

鉾田市の特徴・良さを前面に出した土地利用の推進

鉾田市的一体的な土地利用の構築

次世代の市民の生活環境も考慮した土地利用

鉾田中心市街地の今後のあり方を検討



(3) 基本方針

【市街地ゾーン】

- 市役所を含む用途地域が指定された地域を中心市街地、旭総合支所及び大洋総合支所周辺をそれぞれ北部市街地、南部市街地として位置づけます。中心市街地においては、市を代表する市街地として、また、北部及び南部市街地については、地域の生活拠点として活性化に努めます。
- 中心市街地は、鹿行地域北部の行政機能拠点として、また生活情報の発信基地としての機能の集積を集約的に行うため、当面先行して用途地域及びその周辺について総合的なまちづくりを進めます。
- 中心市街地のうち、特に鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の新鉾田駅、旧鹿島鉄道鉾田駅周辺、鉾田川沿いの歴史ある市街地といった従前から市街化が進められてきた地域について、鉾田環状線沿道の比較的新しい商業地、また郊外部の大規模店舗の立地する地域とが共存する新たな市街地のあり方を検討します。

1. 土地利用の方針

また、新鉾田駅周辺では市の玄関口としてふさわしい基盤整備を進めるとともに、周辺土地利用の活性化に努めます。

- 中心市街地においては、社会経済情勢や地域の状況等を考慮し、鉾田環状線内側における用途地域の拡大について検討するとともに、用途地域内の未利用地については、用途の見直しについて検討します。
- 中心市街地では、浸水被害等の災害危険性があるとともに、火災による避難等の際に支障となる狭あいな道路、防犯上課題となる空地・空家などのリスクを抱えています。これらの課題を受け、危険地域での土地利用の抑制など、リスクを低減するまちづくりに取り組みます。
- 北部及び南部市街地は、総合支所を中心として、住民の生活に関わりの深い公共公益施設や既存の商業施設・交通等の利便性を活かした地域商業施設の集積や住宅地の誘導に努め、中心市街地との役割分担や連携のもとで、地域の拠点としてのまちづくりを進めます。
- 旭総合支所周辺は、各種公共施設等の集積に努め、業務拠点としてのポテンシャルを高めていきます。
- 大洋総合支所周辺においては、国道354号や県道鉾田鹿嶋線が交差し幹線道路の利便性が高く商業・サービス施設が集積しつつあるため、さらに商業環境の向上を促進します。
- 北部及び南部市街地には商業施設や公共施設の集積による生活の利便性を活かした低層低密で良好な住宅地の形成を目指します。

【駅周辺ゾーン】

- 潤沼駅周辺は、平成27年に潤沼がラムサール条約湿地に登録されたことから、平成29年には駅舎および併設する観光センターの改修が行われ、自然観察等で来訪される観光客やサイクリング利用者などの利用に対応した機能が整ってきています。今後も、潤沼周辺の観光・交流の活性化のため、これら機能の維持・充実を図ります。
- 鹿島旭駅や大洋駅周辺は、駅を中心に、公共交通の結節点としての機能充実に努め、都市基盤整備や良好な居住環境の形成に努めます。
- 德宿駅や北浦湖畔駅周辺は、通勤・通学をはじめとする交通結節点^{※注}として、駐車・駐輪場の整備の検討を進め、鉄道との結節の充実に努めます。

※注：「交通結節点」とは、バスと鉄道など複数の交通機関を利用する場合に、乗り換え、乗り継ぎを行う場所のこと。

【工業・流通ゾーン】

- 計画的な都市基盤施設整備が行われ企業が操業している上山鉾田工業団地や大蔵工業団地の操業環境の充実に努めます。
- 茨城県に対して鉾田西部工業団地の整備促進を要望し、早期完成を目指します。
- 東関東自動車道水戸線のインターチェンジ周辺や鉾田西部工業団地などにおいては、茨城空港等の広域都市基盤の整備に伴う経済的波及効果を活かした土地利用を推進します。

1. 土地利用の方針

【集落ゾーン】

- 市営住宅については、隨時修繕を行い老朽化に対応します。
- 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の各駅周辺や各小学校が立地する主要な集落については、日常の生活の拠点として、また、地域コミュニティ振興の役割を担う地域として生活基盤の整備等、集落環境の充実を目指します。
- 集落地域については、生活幹線道路、生活排水処理施設、公園等の整備を進め、快適で美しい農村環境の整備と保全に努めます。
- 国道や県道沿いの沿道型商業施設については、周辺の土地利用への影響や無秩序な分散が起こらないように、適切な規制・誘導を図ります。
- 市内に散在する定住型別荘地などの小規模な住宅開発地については、道路排水などの都市基盤施設が充分に整備されていないこと、住宅の老朽化などの課題を抱えていること、荒廃した空家などが犯罪の温床になる可能性などを考慮しなければなりません。引き続き管理が不十分と思われる空家所有者等に対し適正管理を促すとともに、特定空家に対する代執行の基準の整備やその他の解決策について検討します。また、空家の利活用として空家バンクの活用を推進します。さらには、地域特性を活かした定住促進や空家解消に向けた動きを推進し、新たな開発については都市計画法をはじめとする関連法制度との整合・調整により、計画的に開発事業を行うよう、誘導を図ります。

【農地ゾーン】

- 農用地区域として設定されている集団的な優良農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地、農地法における第一種農地については、生産性の高い農業経営を確立・継続するうえで重要な土地であることから、今後とも保全・確保に努めます。
- 後継者不在など耕作できなくなる農地については、農地中間管理機構制度を活用し、新規就農者を含む担い手への利用促進を図ります。

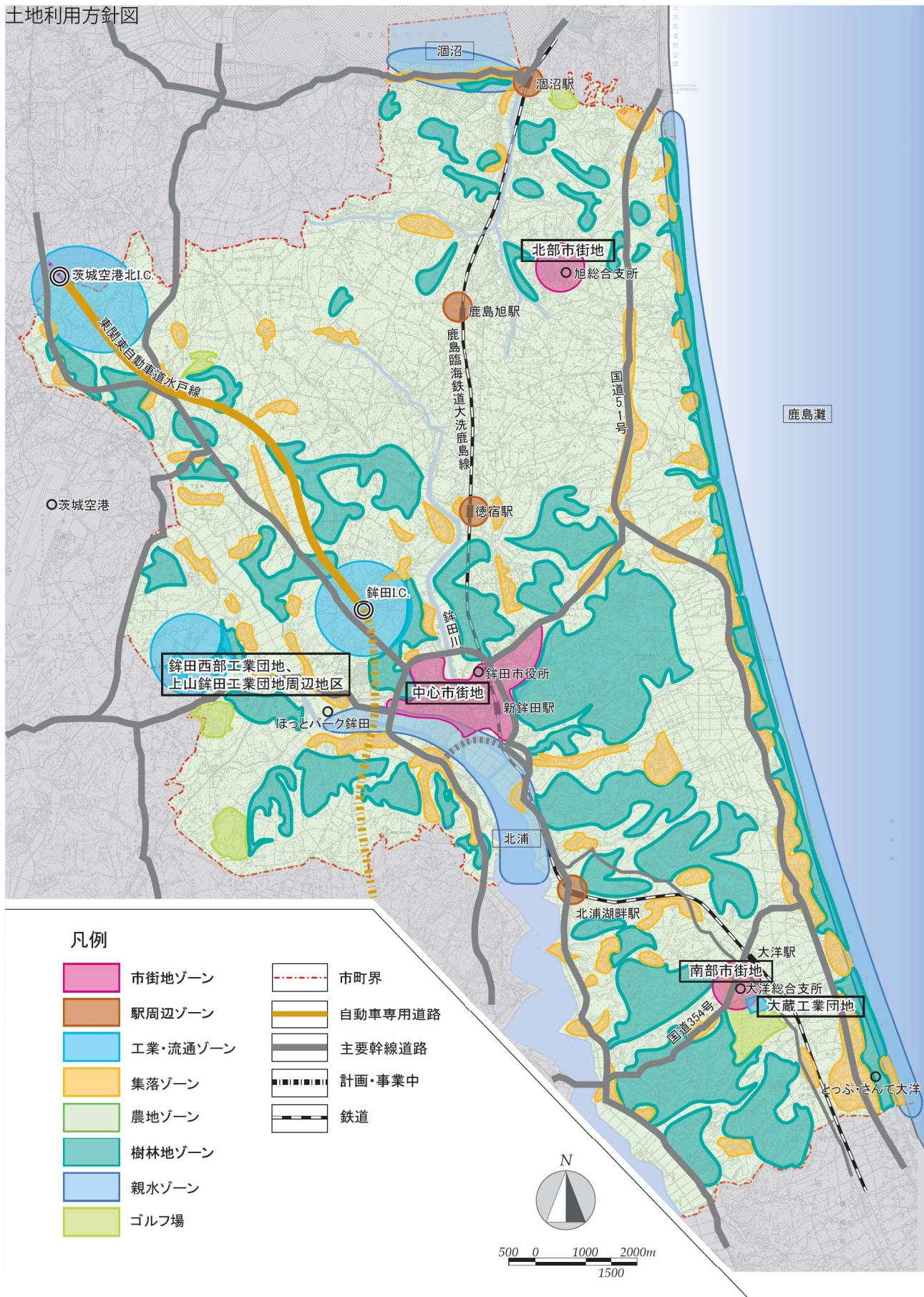
【樹林地ゾーン】

- 鹿島灘に接する地域については、砂防林の良好な自然環境の保全に努めます。
- 中心市街地周辺に連なる斜面林は、その保水力及び市街地景観に潤いを与える緑地として防災面に配慮しながら、保全に努めます。
- 北浦沿岸に連なる斜面林については、湖との一体的な水・緑の景観を形成し、がけ崩れ防止や斜面の保護、保水機能の役割を担っているため、保全に努めます。

【親水ゾーン】

- 潤沼周辺については、ラムサール条約登録を契機に、休憩施設等の整備が行われましたが、引き続き、周辺自治体や国等と連携しつつ、野鳥観察施設、自然体験施設、休憩施設、サイクリングロード等の整備を促進し、交流人口の拡大や地域経済の活性化に努めます。
- 北浦の水質保全に努めるとともに、安塚公園を中心とした自然を体験する環境教育の場としての保全・活用に努めます。

1. 土地利用の方針



2. 市街地整備等の方針

(1) 基本的考え方

これから高齢社会を迎える中で、自動車を使わない高齢者も含め、多くの人がアクセスしやすい様々な都市機能が集積したにぎわいのある市街地を形成することが、必要となります。

それぞれの地域で進められてきた整備を基本とし、それらの拠点を交通網の整備などによって広域的に連結していくことで、より一体化した、総合的なまちづくりを目指します。

現段階では、新鉾田駅周辺等の住宅系・商業系の市街地整備事業は一段落していますが、今後は工業・流通系の市街地整備事業として、茨城空港の開港効果や東関東自動車道水戸線の利用状況、工場等立地需要を考慮しながら鉾田西部工業団地の整備を促進するとともに、インターチェンジ周辺地区的土地利用についても検討を進めます。

また、商業集積や良好な住宅地の形成などにおいて、新鉾田駅周辺の土地区画整理事業など、これまでに整備・形成してきた都市基盤を積極的に活用した土地利用の展開を図ります。

鉾田市街地の中心部においては、現在の市街地の状況、災害リスク、周辺商業地との関係などを考慮しながら、今後の市街地のあり方を検討し、市の中心として必要な市街地整備を行っていきます。

(2) 基本目標

- 鉾田西部工業団地の早期完成
- インターチェンジを活用した土地利用の検討
- 北部及び南部拠点の充実
- 中心市街地の今後のあり方について検討

(3) 基本方針

【工業・流通業務地の整備】

- 東関東自動車道水戸線や茨城空港等の広域都市基盤の整備に伴う経済的波及効果を地域に活かすために、インターチェンジ周辺地区の開発や鉾田西部工業団地の整備など、地域の役割に応じた基盤整備や面整備を進めます。

【北部及び南部市街地の整備】

- 旭総合支所周辺及び大洋総合支所周辺は、公益サービス、生活支援、居住などの機能を有する本市の北部及び南部の拠点であるため、将来的には用途地域の指定、地区計画制度の活用を検討し、秩序ある都市空間の誘導を目指します。

【良好な住宅地の整備・誘導】

- 中心市街地の住宅系の用途地域が指定されている地域では、既存の市街地を維持・改善するとともに、農地・山林等の未利用地は、自然と街の共存を実現する、緑に囲まれた良好な市街地の形成を目指します。

【駅周辺地区の整備】

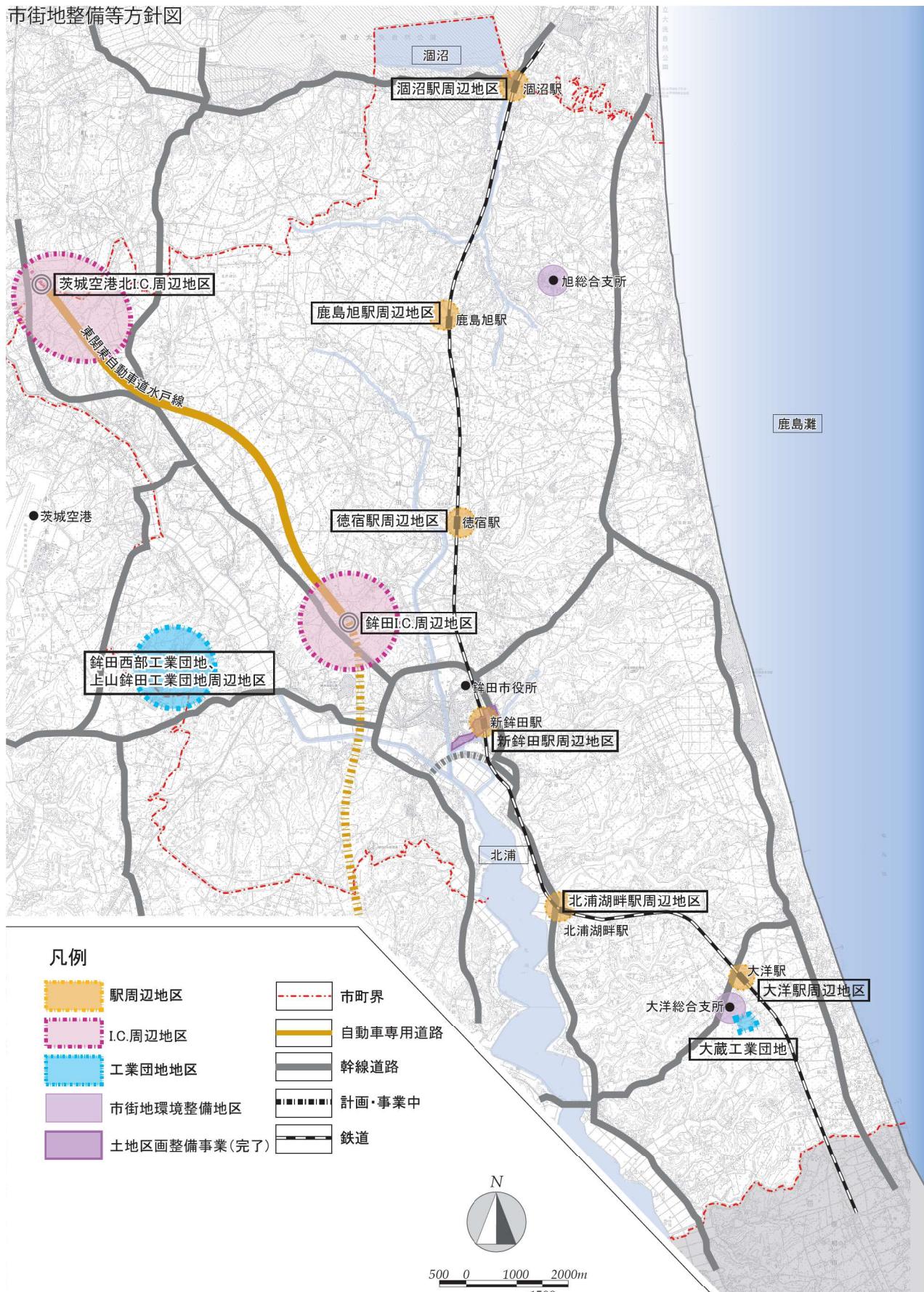
- 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の各駅周辺は、交通結節点^{※注}としての機能を活かせるように、駐車場・駐輪場の整備など利用しやすい駅づくりに努めます。特に新鉾田駅では、市の玄関口としてふさわしい駅前環境整備を進めるとともに、本市の魅力発信に努めます。駐輪場の整備やデマンド型乗合タクシーの乗り場確保など中心市街地にアクセスしやすい駅前空間づくりに取り組みます。

※注：「交通結節点」P28 参照

【中心市街地の今後のあり方の検討】

- 中心市街地においては、浸水被害など災害リスクのある地域における土地利用の抑制や空洞化が進む地域の活性化・まちの魅力向上など、市街地の今後のあり方についての検討を進めます。

2. 市街地整備等の方針



3. 道路・交通体系形成の方針

(1) 基本的考え方

本市の主要な交通網は、南北に走る国道 51 号、市中心部の鉾田環状線とそこから放射状に走っている幹線道路等の道路網、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線によって支えられています。東関東自動車道水戸線の開通に伴い、本市から水戸、成田や首都圏へのアクセスが便利になり、より広域ネットワークの形成が可能になると期待されています。また、東関東自動車道水戸線が接続する北関東自動車道の整備も進み、群馬県・栃木県や信越地方からの物流や人の交流も期待されます。

広域ネットワークとともに市内や周辺市町との円滑な交通網を確保すること、市内の主要な拠点などを相互につなぐ幹線道路を整備することで、市民の日常生活、産業、地域間交流の促進に努めます。

また、通学路など歩行者が多い地域では、歩道等の整備を積極的に推進し、人にやさしい道路空間の形成を目指します。

併せて、各拠点から地域を結ぶ移動手段として、デマンド型乗合タクシーの充実を目指します。

(2) 基本目標

環状道路と放射道路を基本とした道路体系の構築

自転車・歩行者の安全を確保する道路づくり

自助・共助・公助による持続的な公共交通体系の構築

(3) 基本方針

【自動車専用道路】

- 広域を結ぶ道路として、東関東自動車道水戸線の鉾田インターチェンジが平成 30 年に開通し、あわせて都市計画道路当間鞠負線がインターチェンジへのアクセス道路として一部整備が行われました。

残る鉾田～潮来間についても整備が進められており、全線開通すると、成田空港方面への利便性が向上し、首都圏・海外との移動・流通が一層改善され、産業活性化にも期待できることから、引き続き残る区間の開通を促進していきます。

【主要幹線道路】

- 交通処理機能に優れ、広域的な連携を強化する主要幹線道路としては、国道 51 号や、市西部の市境周辺を走る県道水戸神栖線があり、市北部に県道大洗友部線が、市南部には国道 354 号があります。これらの路線により、一部周辺市町を経由するものの、本市を大きく循環する道路体系となっています。
- 中心市街地を取り囲む鉾田環状線や、この環状線から放射状に延びる県道水戸鉾田佐原線、茨城鹿島線、小川鉾田線が配置されており、これらを主要幹線道路として位置づけます。また、未開通部分の整備促進に努めるとともに、新設道路により将来的には梯子状の交通網を形成し、市内の円滑な交通環境を目指します。
- 国道 51 号については、水戸市と工業拠点の鹿嶋市を結ぶ役割を果たしており、鹿行地域で南北方向の最も主要な道路のひとつとして、今後益々重要性が高まることが予想されます。本市においても、東部の主要な集落地を連絡する役割を果たしているため、4 車線化や歩道設置などの整備を促進します。

3. 道路・交通体系形成の方針

- 国道354号については、県南の中心都市である土浦市と本市内の国道51号を結ぶ役割を果たしています。北浦を横断する鹿行大橋は、旧橋が東日本大震災により崩落したため、新橋は計画を前倒して平成24年に開通、その他国道51号までの狭い区間も解消したことから、霞ヶ浦・北浦を東西に横断する、鉾田市及び県中央の基幹的な道路網が完成しています。国道51号までの歩道未整備区間にについて整備を促進します。

【幹線道路】

- 主要幹線道路を補完し、本市と周辺都市を連絡する幹線道路として、県道子生茨城線、下太田鉾田線、鹿田玉造線、鉾田茨城線、大和田羽生線、大竹鉾田線、大竹鉾田線バイパス、鉾田鹿嶋線、島並鉾田線、都市計画道路当間鞠負線及び広域農道等を位置づけます。
- また、茨城空港北インターチェンジから県道宮ヶ崎小幡線、子生茨城線を経由して国道51号へ結ぶ幹線道路の整備により北部市街地と茨城空港北インターチェンジとの交通アクセスの整備促進に努めます。
- 県道鉾田鹿嶋線については、国道354号以南の区間は概ね整備済みとなっていますが、それ以北の区間は未整備の部分が多い状況であるため、未整備の区間については、県道下太田鉾田線方面への新規構想道路との整合を図りながら、整備促進に努めます。

【補助幹線道路】

- 幹線道路を補完し、市内の各集落等を連絡する主要な市道を補助幹線道路として位置づけ、誰でも安全に通行できる道路として整備に努めます。

【生活道路】

- 生活道路の多くは、幅員が狭く排水溝の整備が遅れているため、幹線市道をはじめ通学路を中心排水路や歩道の新設等の整備・改善に努めます。
- 鉾田環状線により不要な通過交通の進入を抑制し、歩行者や自転車利用者が安全で快適に通行できる道路交通環境の形成を目指します。
- 併せて生活道路としての市道整備にあたっては、歩道部を幅広く確保し、車道の幅員を変化させることによって車を減速させるなど、歩行者優先の安全に配慮した道路づくりを進めます。
- 駅、学校、市役所、公民館、図書館、運動施設及び各保健センター等の拠点となる各施設周辺や商店街については、施設の機能と連携を図りながら、利用者が安心して歩行や自転車利用ができるよう、バリアフリーに配慮した歩道等の整備に努めます。

【歩行者自転車道等】

- 新たなスポーツ・レクリエーション需要に対応するために、自然の良さを満喫できる遊歩道・サイクリングロードについて整備検討を行います。

【駅前広場】

- 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の各駅については、駅前広場の整備など、パーク・アンド・ライド^{※注}のための駐車スペースの確保に努めます。
- 特に新鉾田駅については、市の玄関口として、鹿島臨海鉄道だけでなく高速バス、路線バス・タクシーの集まる交通拠点となっています。このため、市民・来訪者の利便性確保、周辺土地利用の活性化を目指し、駅前広場改修や新たな待機空間など施設整備の検討を進めます。

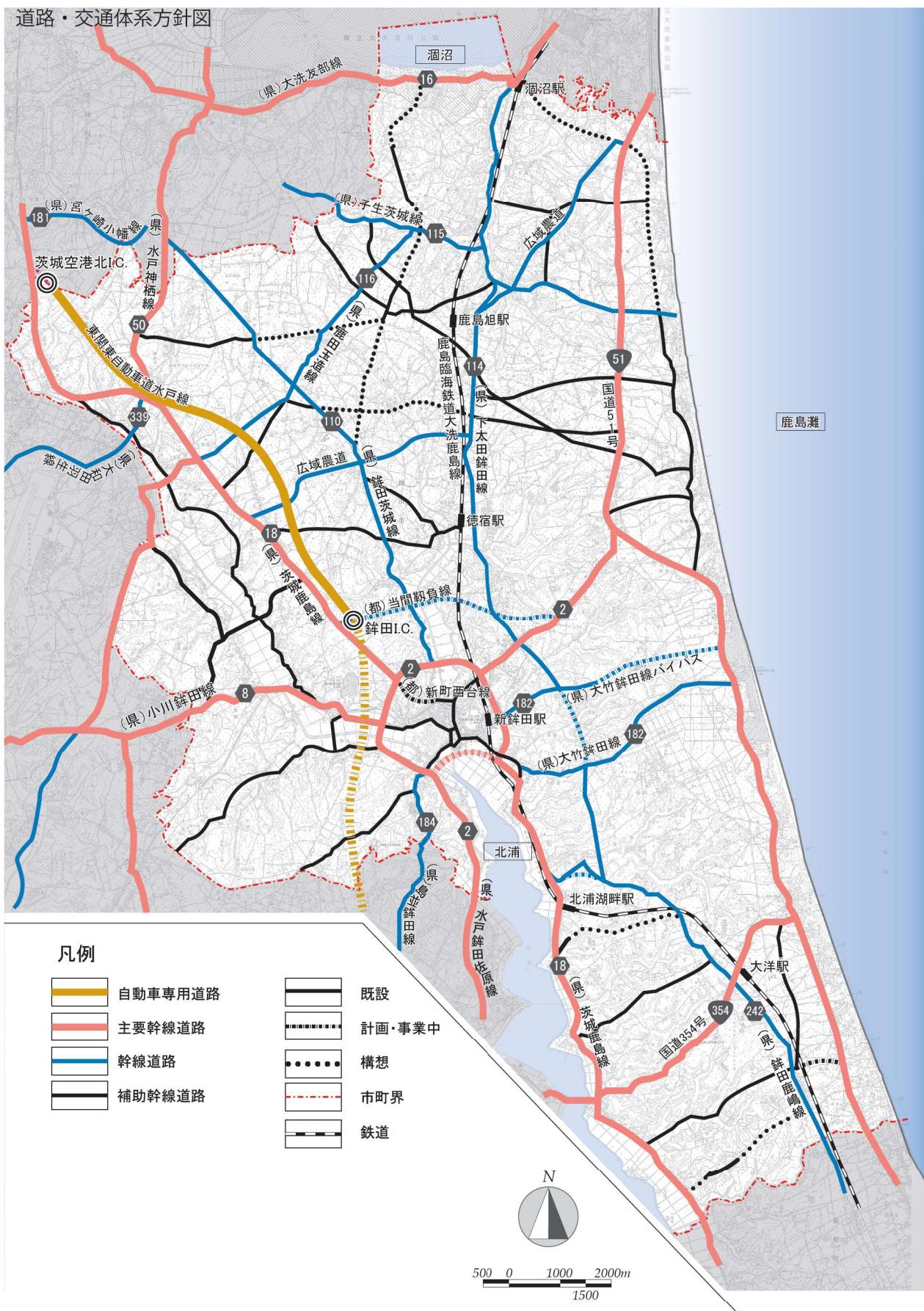
※注：「パーク・アンド・ライド」とは、最寄りの駅やバス停までマイカーで行き、駐車場に停めて、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動方式のこと。

3. 道路・交通体系形成の方針

【公共交通】

- 高齢者や子どもなど交通弱者の移動手段確保のため、地域公共交通網形成計画に基づき、デマンド型乗合タクシーや市民の共助による地域ごとの自主的な送迎システムの構築・支援を進めます。
- 交通事業者の努力だけでは公共交通を維持・拡充していくことは難しいことから、自助、共助、公助を組み合わせ、市民、地域、交通事業者、行政が協力して移動手段の確保に努めます。

3. 道路・交通体系形成の方針



4. 公園・緑地等オープンスペース整備の方針

(1) 基本的考え方

公園には子どもから大人まで市民が集い、憩える場所を提供する役割だけでなく、まちに「やすらぎ」「にぎわい」を創造する機能があり、まち全体の魅力を向上させるプレイスメイキング^{※注1}といった考え方も広まりつつあります。加えて、近年では災害時に避難場所等として「安全・安心」を提供することも重要な役割となっています。本市には各地に都市公園が整備されており、現在は鹿島灘海浜公園の整備も進んでいるため、これらの公園の活発な利用を促進します。地域の街区公園については、中心部に集中しておりますが、今後は地域のニーズに沿った公園のあり方を検討します。

また、低地部と台地部の境に広がる斜面緑地が宅地化によって、徐々に消滅しつつあります。景観だけでなく生態系も考慮すると、緑地は連続していることが望ましく、緑の連続性が途絶えないような公園・緑地等の整備に努めます。

さらに、公園緑地の整備・活用に際して、民間事業者による収益施設の設置管理の仕組み（Park-PFI^{※注2}）など、官民協働による整備・管理の仕組みが整っていることから、これらの活用についても検討する必要があります。

※注1：「プレイスメイキング」とは、空間の居心地を良くすることで、にぎわいが生まれ魅力を増し、まちの価値を上げていくこと。

※注2：「Park-PFI」とは飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般的の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

(2) 基本目標

市民の需要と観光交流拠点としての公園・緑地の整備

鉾田市の歴史的な景観の保全・活用

人が集い、にぎわいを創造する空間を演出する仕掛けづくり

安全確保のための公園・緑地の定期的な整備

(3) 基本方針

【広域公園】

- 広域公園として、茨城県により鹿島灘海浜公園の整備が進んでいます。市外からの来訪者にも対応できるよう、市の観光及び情報発信拠点として、周知活動やランドマーク施設の検討も含め、利用促進に努めます。

【総合公園・運動公園等】

- 全市民を対象とした公園のうち、様々なレクリエーションや憩いの場として活用される総合公園については、鉾田総合公園を位置づけ、より市民が活用しやすい公園となるように充実に努めます。
- 旭スポーツセンターについては、主として市民のスポーツの拠点となる運動公園として位置づけ、機能の充実に努めます。
- 大洋運動場については、機能維持を図ります。

【街区公園・近隣公園】

- 居住地の近くにある比較的身近な公園としては、中心市街地の土地区画整理事業が行われた地区に根崎児童公園、谷中児童公園、宮下公園、川崎公園の4つの街区公園が整備されています。
- 鉾田水処理センター周辺環境整備事業として造成中の「水辺の自然環境に親しみレクリエーション活動が行える憩いの場（2.3ha）」については、将来的に安塚公園と一体の施設として近隣公園に位置づけ、近隣市民の憩いの場として供用し、在来動植物の生態系についても配慮に努めます。

4. 公園・緑地等オープンスペース整備の方針

【中心市街地の緑・広場空間】

- 中心市街地のまちの魅力を高めるため、公園・広場、水辺空間等の整備・活用について、民間活力の導入も視野に入れつつ、必要性や実現性を検討します。またこれらは災害時の避難など安全性を考慮しつつ防災面での活用も含めて検討します。

【県立自然公園】

- 潟沼や涸沼川沿岸については、大洗県立自然公園区域に指定されていることから、自然環境保護を念頭に置きながらも、自然と共生していくための適切な利用を今後も考えていきます。
- いこいの村涸沼など既存のレクリエーション施設を核として、マリンスポーツや釣りなどのレジャーも積極的に受入れ、親水性を持った水辺環境の整備に努めます。

【緑地】

- 鹿島灘や涸沼、北浦及びこれらに流入する河川沿いの斜面樹林地が自然環境の骨格を形成し、野生動植物の生息空間となっていますが、これらの緑地は、宅地化により徐々に減少しつつあります。緑は景観上からだけでなく、生態系にとってもまとまって連続していることが望ましいことから、これら斜面樹林地の保全に努め、連続する緑のネットワークを形成するため、緑地環境保全地域や風致地区などの地域性緑地の指定を検討します。
- 市街地やその周辺に残された身近な樹林地については、景観・環境・防災的な観点から都市に潤いや安らぎを与える貴重な緑地であるため、地域性緑地の指定を検討します。
- 緑地環境保全地域に指定されている巖島神社周辺（子生地区）は、北部市街地に隣接する憩いの場として、緑地の整備を検討します。

【公園管理】

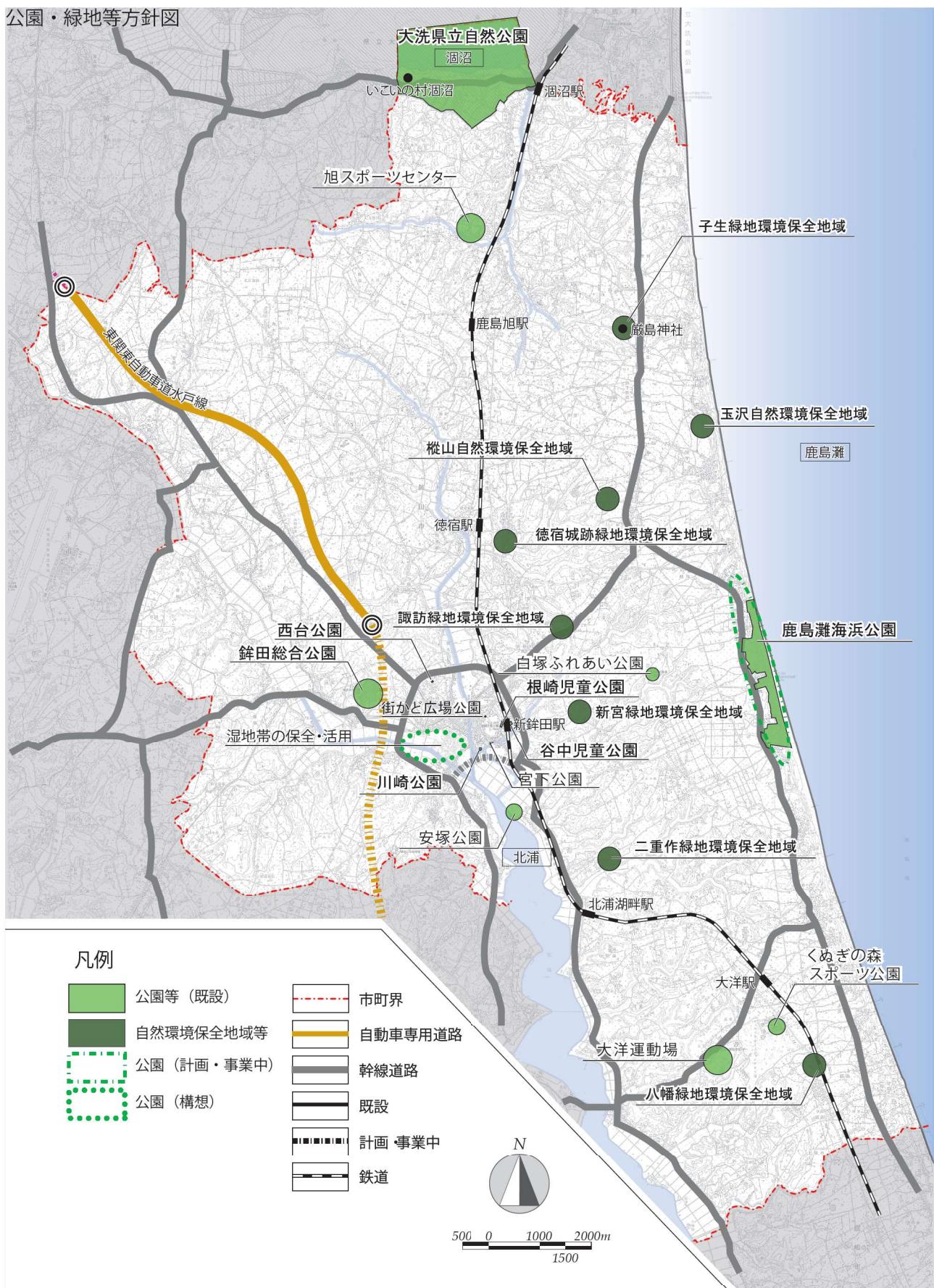
- 既存の公園についても、より住民のニーズに沿った活用となるよう維持管理に努めます。
- 新規に公園整備を行う場合は、地域住民のニーズに沿った公園づくりに努めるとともに、民間活力の導入・利用率の向上・維持管理費の軽減等の観点から、民間事業者による施設の設置管理（Park-PFI^{※注}）の活用を含めて検討します。
- 遊び場的な規模の小広場、公園については、より地域のものとして受け入れてもらうために市民による管理・整備を促進し、必要に応じて支援を行います。地域住民のニーズに沿った遊び場環境を提供できるよう、既存民間施設・敷地についても事業者等と協力して活用を検討します。

※注：「Park-PFI」P37 参照

公園等の種別

種別	標準規模	配置方針	公園名
街 区 公 園	0.25ha を標準とする	誘致距離250m を標準とする (半径250m 圏内の居住者を対象)	根崎児童公園、谷中児童公園、宮下公園、川崎公園、白塚ふれあい公園
近 隣 公 園	2ha を標準とする	誘致距離500m を標準とする (半径500m 圏内の居住者を対象)	—
地 区 公 園	4ha を標準とする	誘致距離1km を標準とする (半径1km 圏内の居住者を対象)	—
総 合 公 園	概ね10ha 以上とする	市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する（全市民対象）	鉢田総合公園
運 動 公 園	概ね15ha 以上とする	市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する（全市民対象）	旭スポーツセンター
広 域 公 園	概ね50ha 以上とする	市町村の区域を越える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に配置する	鹿島灘海浜公園
その他の公園等			西台公園、街かど広場公園（二高前）、安塚公園、親水公園、高田公園、スカイタウン公園、くぬぎの森スポーツ公園

4. 公園・緑地等オープンスペース整備の方針



5. 河川と供給処理施設整備（上下水道等）の方針

（1）基本的考え方

本市は、鉢田川、巴川、長茂川、大谷川、長野江川などの河川を有し、南北にそれぞれ沼、北浦と2つの湖があり、東は鹿島灘に接した水に囲まれた地域です。

安全で良質な水道水の安定した供給、円滑な汚水の処理、親水機能の整備は快適な市民生活を支える重要な要素です。そのため河川などの水質の保全、水害を防ぐための雨水排水の整備など、総合的な対応や河川改修事業を促進します。

（2）基本目標

- 生活に潤いと安らぎを与える河川・湖沼の環境整備を促進
- 安全で良質な上水道の供給
- 快適な生活の基本となる下水・排水整備の計画・実行
- 公共用海域の水質保全

（3）基本方針

【河川】

- 本市には、鉢田川、巴川、長茂川、大谷川の4本の一級河川が流れしており、洪水などによる浸水被害から地域の安全を確保するため、適切な治水対策を促進します。特に近年の気象災害激甚化を受けて、河川における治水に加え、まちづくりによる地域の安全性向上を図るなど、ハード対策とソフト対策を組み合わせた治水対策を流域全体の関係者が一体となって推進します（流域治水）。
- 整備にあたっては、水運の歴史を持つ市にふさわしいイメージや親水性に配慮するとともに、水質の浄化など総合的な整備を促進します。
- 巴川、鉢田川の河川改修については、下流域から順次整備が進められていますが、今後も計画的な河川改修や適切な維持管理により、治水安全度の向上を図ります。
- 大谷川については、上流部の準用河川と併せて、計画的な河川改修や適切な維持管理により、治水安全度の向上を図ります。
- 水田の用排水路、ため池等の基盤施設を保全管理し、維持改修を支援するとともに、水田には洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全などの多面的機能があるため、水田を保全する地域の共同活動を支援します。
- ラムサール条約湿地に登録された沼については、周辺で沼観光センター等の整備を行いましたが、沼本体においても、親水機能・水辺環境保全などに努め、環境保護及び観光交流面で地域に寄与するよう、地域資源の有効活用を図ります。
- 北浦における護岸の適切な維持を図るとともに、湖岸付近での親水空間や多自然型護岸の整備を促進します。

【供給処理施設】

- ごみ処理については、鉢田クリーンセンターの効率的な点検・整備を行い、施設の維持管理に努めるとともに、老朽化に伴う処理能力の低下や故障等の問題に対応するため、大洗町と広域連携により、効率的かつ高度なごみ処理施設の建設を推進します。
- し尿処理については、汚泥再生処理センター「エコパーク鉢田」及び大洋サニタリーセンターの効率的かつ計画的な維持管理、施設整備等に努め延命化を図るとともに、今後は近隣自治体との広域連携及び共同化を検討します。

5. 河川と供給処理施設整備（上下水道等）の方針

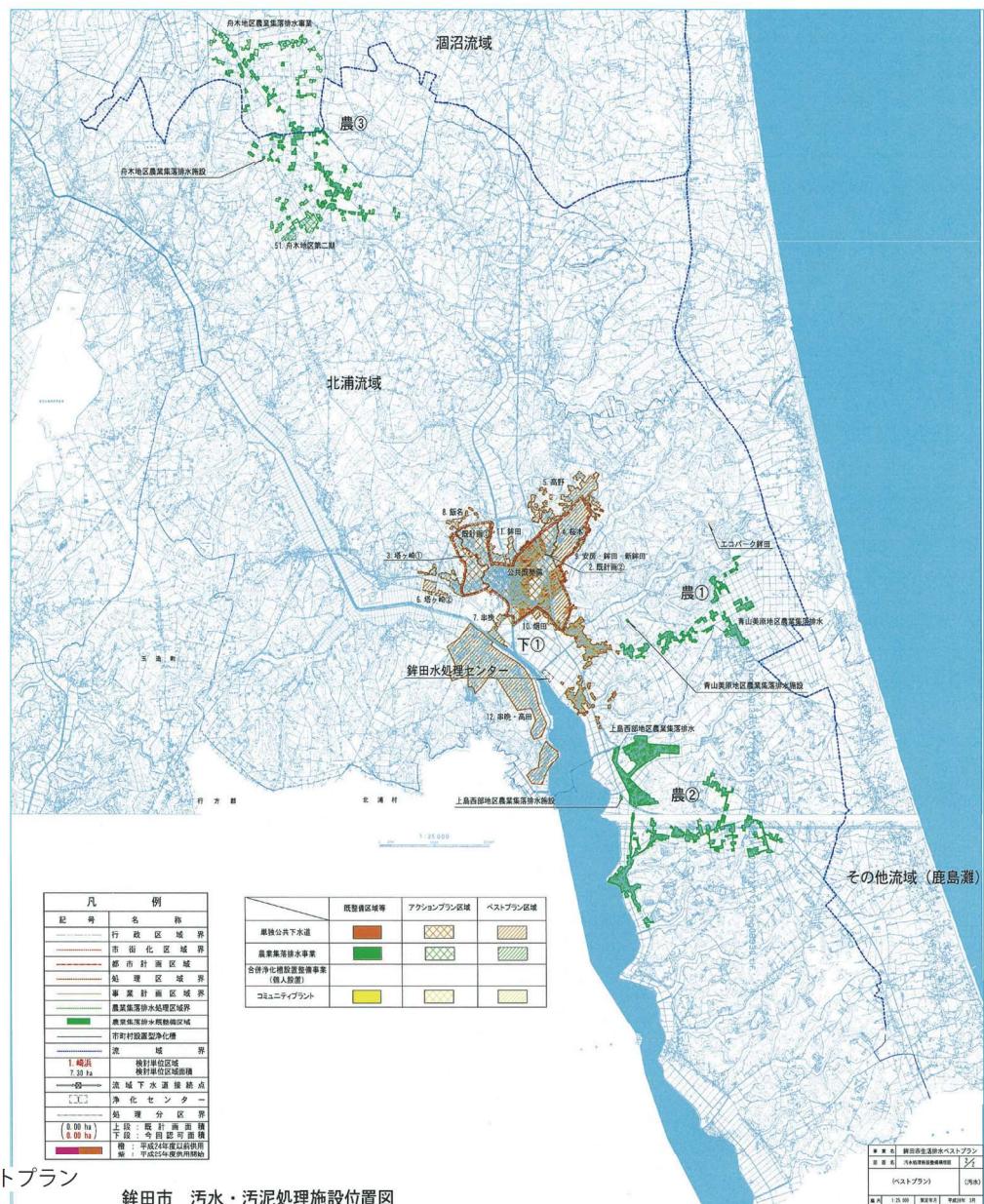
【上水道】

- 鉢田市水道事業経営戦略に基づき、管路及び浄配水施設の更新を行い、給水装置の設置を推進し、市全域の給水を目指します。

【下水道等】

- 公共下水道については、市街地及びその周辺地域の生活環境の向上と河川や北浦など公共用水域の水質改善を図るため、早期事業完了に向けて管渠整備の推進を図り、接続状況に応じ適切な処理場の処理施設増設を行います。
- 整備済みの農業集落排水処理施設については、適切な機能維持を図り、今後大規模修繕を迎える際には、公共下水道への統合、行政界を超えた連携方策による広域化など長期的な視点で持続可能な下水道事業運営を検討します。
- 公共下水道事業並びに農業集落排水事業の区域以外の地域においては、住民の生活環境の整備及び公共用水域の水質改善を図るため、合併浄化槽の設置を推進します。
- 雨水については、現地での地下浸透や緑地保全による保水に心がけ、大雨時の集中した河川や排水路への流入を緩和するとともに、既存の水路等を活かした排水路の体系的・計画的な整備を推進します。

汚水・汚泥処理施設の位置



6. 市民生活を支える施設整備の方針

(1) 基本的考え方

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野に参加できるようにするためにには、様々な物理的障壁（バリア）を取り除いていくことが重要です。

少子高齢社会への対応、人にやさしい都市環境の創出を目指し、既存施設のバリアフリー化を推進するとともに、新たな公共施設や公共空間の整備に際しては、ユニバーサルデザイン^{※注}の視点に基づく整備を推進します。

また、今後の人団減少・少子高齢化や公共施設の老朽化・機能低下を鑑み、義務教育施設をはじめ、適正な規模の施設を配置し、更新・維持管理していくことが重要です。公共施設の再配置・更新など、新たな公共投資を行う場合には、限られた投資機会を大切にし、施設単体に留まらず周辺のまちづくりに寄与するように進めます。

※注：「ユニバーサルデザイン」P21 参照

(2) 基本目標

安心して暮らすための、質の高い、安定した公共サービスの提供

効果的・効率的な教育施設等の配置

バリアフリー化による計画的な公共施設の整備

ユニバーサルデザインの視点に基づく新たな施設整備

公共投資機会を最大限に活用し、施設周辺のまちづくりにも寄与する施設整備

(3) 基本方針

【行政サービス施設】

- 銚田市役所と旭、大洋総合支所の機能分担を明確にするとともに、緊密な連携が図られるように、道路網や交通システム、情報ネットワーク等の整備を検討します。
- 現在の市役所は耐震化を図ったものの建物の老朽化等が進行しており、より日常の利便性や災害時の安全性を一層向上させるため、改築・移転整備等について検討を行います。
- 国・県・近隣自治体の公共施設等と連携し、必要な公共サービスを相互利用することの可能性について検討し公共施設等の総量の抑制とともに、施設の管理運営等に係るコストの削減を図ります。

【教育施設等】

- 市内の公立幼稚園は、現在4園配置されておりますが、今後40年にわたり、人口減少や施設の老朽化が想定されるため、公立幼稚園の役割を踏まえながら、複合化・集約化について検討します。
- 公立学校施設再編計画に基づき、小学校の統合を進め、より充実した小学校の教育環境の実現を目指します。中学校については、教育振興基本計画に基づき再編を検討していきます。閉校した学校跡地は、本市の政策課題の解決、新たな行政需要への対応や地域活性化に寄与するものとし、民間事業者等による利活用を視野に入れながら取り組んでいきます。

6. 市民生活を支える施設整備の方針

【学習・スポーツ施設】

- 現在市内3箇所に設置されている公民館は、地域住民の学習の場、自由に集える場所だけでなく、住民ニーズに合せたサービスの提供が行えるよう、生涯学習の拠点施設として機能維持に努めます。特に中央公民館の一部施設が使用不能になっていることを踏まえ、新たな文化、生涯学習、市民協働等の活動拠点となる施設の整備を推進します。
- スポーツ・レクリエーション施設については、現在整備されている運動場や体育館の維持管理をし、積極的な利用を促します。
- 身近なスポーツ・レクリエーション施設の充実や学校体育施設の開放を継続し、市民が自由に体を動かせる環境づくりを進めます。

【医療・保健・福祉施設】

- 多様化・高度化している医療への要望に対応するため、市内医療施設や周辺自治体との連携を図り、かかりつけ医の普及や休日診療、救急医療等地域医療の充実に努めます。
- 市民の健康増進を支える拠点として機能するよう、ほっとパーク鉢田、とっぷ・さんて大洋等の維持・整備を進めます。
- 高齢者等の研修及び心身の健康増進を図る老人福祉センターや、障害者の生産活動の提供、社会との交流促進の便宜を提供する地域活動支援センターなどの施設の充実に努めます。

7. 都市防災に関する方針

(1) 基本的考え方

平成 23 年の東日本大震災、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和 2 年 7 月豪雨などの風水害、そして令和 2 年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行など、この 10 年、様々な災害が発生し、市内外において多くの被害をもたらしてきました。

このような起こりうるさまざまな災害に対応できるよう、災害に強いまちづくりを進めていきます。災害の予防、万が一の時の素早い対応、復興に向けた迅速な行動や、災害時のどの段階においても的確な行動が起こせるよう、地域ごとのきめ細かな防災対策や土地利用、都市施設の整備など、総合的、かつ計画的に取り組んでいきます。

災害には地震、がけ崩れなどの自然災害だけでなく、火災などの人為災害や原子力災害などの特殊災害も存在します。本市があらゆる災害に的確に対応できるよう、また市民が安全・安心に暮らしていけるよう、災害に強いまちづくりを「鉢田市地域防災計画」などを基に推進します。

(2) 基本目標

災害に強いまちづくりの推進

防災を意識した自然環境の保全と整備

災害時の周辺市町との連携体制の構築

(3) 基本方針

【減災都市の構築】

- 面的な整備による防災性の向上が必要な地区では、建物の不燃化促進や道路の拡幅など、一体的な防災まちづくりを進め、被害を最小限に留める市街地の形成を目指します。
- 頻発する豪雨災害に備え、災害の被害を最小限に抑制するため、市街地周辺の河川改修の促進、水路や急傾斜地などの整備に取り組む必要があります。併せて、災害リスクの低い地域への居住等の誘導など、土地利用面でも安全性の向上を検討します。
- 地滑りやがけ崩れなどの土砂災害の防止・軽減を図るため、市街地周辺の斜面林等の保全に努めます。
- 大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップを公表することで住民の防災意識を高めるとともに、必要に応じて詳細な調査を進めます。
- 土採取場の適正な跡地整備の指導を徹底します。
- 台地部の斜面地などで土砂崩れの恐れがある地区や排水不良などによって降水時に浸水の恐れがある地区、低地部で地盤が悪く液状化の恐れがある地区など、自然災害等の危険性が予測される地区については、災害履歴等を踏まえ、必要に応じて法規制などによる市街化の抑制を検討しています。
- 鉢田市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進します。

【避難体制の充実】

- 安全性を考慮しつつ、避難路・緊急輸送路となる道路や、避難場所となる公園等の整備を推進します。
- 周辺市町間の幹線道路や防災システムの整備による被災時の連携強化を図ります。
- 災害時要援護者の把握や救護支援などを含め、各地域において迅速できめ細かな対応ができるよう、自主防災組織の育成に取り組みます。

7. 都市防災に関する方針

【感染症対策の推進】

- 感染症流行拡大防止のため、施設内や公共交通機関内等において空気清浄機等感染予防機器の装備あるいは消毒・手洗いの励行、マスクの着用による飛沫防止や過度な「密状態」にならないよう事業者等と連携して対策に取り組みます。

8. 都市景観形成の方針

(1) 基本的考え方

本市には緩やかな弧を描く鹿島灘、涸沼や北浦の眺望、鹿島灘沿いに広がる斜面樹林地、畠地や水田などの農地、神社など、市全域に文化的・歴史的な景観が広がっています。

この美しく鉢田市らしい景観的特性を保持し、市民や来訪者が本市の景観をいつまでも楽しむことができるよう、景観保全に努めます。眺望・景観を著しく阻害する高層建築物や屋外広告物などの設置については、県条例などによる規制だけではなく、市独自の規制についても検討します。

(2) 基本目標

各地域の特性を活かした魅力ある景観の形成

景観を保持するための規制・誘導の実行

(3) 基本方針

【まちなみ景観の規制・誘導】

- 本市の景観特性を踏まえ、眺望を著しく遮へい・阻害する恐れのある高層建築物、景観を著しく阻害する屋外広告物や看板などが、氾濫することを防止するため、規制・誘導に努めます。
- 中心市街地の台地部の公共建築物や擁壁は、低地部の市街地の広い範囲から望め、市街地の重要な景観要素となっているため、修景や緑化などの演出に努めます。
- 中心市街地を流れる鉢田川は、市街地に潤いを与える空間として、川沿いの景観の演出・整備を進めます。
- 斜面林や屋敷林の保全、集落内道路沿道の景観整備などを推奨し、本市の原風景である集落景観の維持・整備に努めます。
- 市街地や駅周辺地区については、良好な景観の形成を目指します。特に新鉢田駅周辺では、まちの玄関口としての顔づくりを進めます。

【沿道景観の形成】

- 主要な道路沿道は、既存の緑に加えて沿道緑化を推進し、緑豊かな道路景観の形成に努めます。
- 商店街沿道は人々を呼び込む魅力的な景観や、にぎわいを演出する景観の形成を目指した施策に取り組みます。
- 東関東自動車道水戸線の鉢田インターチェンジから市街地へのアクセス道路沿道は、周辺の土地利用と併せて景観形成に努めます。
- 広域交通の軸である国道 51 号や、本市の大きな特徴である鉢田環状線は、イメージアップを図るために茨城県と協議連携を図り景観整備を促進します。

【良好な景観を構成する緑地の保全】

- 鹿島灘沿岸、北浦沿岸、涸沼沿岸等の斜面林は、本市の特徴的な景観の重要な要素になっているため、積極的な保全に努めます。
- 土採取後の跡地処理については、排水処理を含めこれまで以上に生態系や景観にも配慮し、緑地化への指導徹底に努めます。

9. 自然的環境の維持・保全の方針

(1) 基本的考え方

本市は、80%以上の土地が農地や山林などの自然的土地利用を基本とする緑の豊かな地域です。市内には子生、諏訪、徳宿城跡、新宮、八幡、二重作の6つの緑地環境保全地域ならびに玉沢、樅山の2つの自然環境保全地域があります。

涸沼はラムサール条約湿地として登録されるとともに、沿岸は大洗県立自然公園区域に指定されています。

その他にも多数の海岸保全地域や保安林などが、法規制により保全されています。

さらに鹿島灘や北浦の水辺環境、全市域に広がる集団的優良農地などの自然環境が存在します。

このような豊かな自然環境を後世に伝えていくため、また、緑地が観光などのレクリエーションの場としてや、自然災害対策として機能しながら、人間と共生できるように土地利用のあり方について検討します。

(2) 基本目標

自然と人間が共生できるまちづくりの推進

「自然環境を後世に伝える」ことを念頭に置いた都市活動の運営

市民・事業者・行政の協働による、環境への負荷の少ないまちづくりの推進

(3) 基本方針

【緑環境の保全】

- 台地部と低地部の境に位置する斜面樹林地は、緑地環境保全地域や自然環境保全地域などの指定により、特に良好な自然環境を有していることから、引き続き保全に努めます。
- 保安林については、防風林・防砂林としての役割のみでなく、海岸線の良好な環境を形成している緑空間として保全に努めます。

【水環境の保全】

- 生活排水や農業用排水などの適切な処理により、公共用水面の浄化に努めます。
- 鹿島灘、涸沼、北浦については、本市の貴重な水環境としてその保全を図る方策を検討します。特にラムサール条約湿地に登録された涸沼においては、自然観察・自然体験の場としての保全活用を促進します。
- 河川については、水害の防止と自然環境や生態系に配慮するとともに、斜面林との一体的な環境保全に努めます。

【優良な農地の維持】

- 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、集団的優良農用地や生産基盤整備事業の対象となっている農用地については、生産性の高い農業を維持し、その保全に努めます。

【都市基盤の整備】

- 道路交通体系の整備により、通過交通の市街地への進入防止や、すみやかな通行の確保を図ります。
- 利用しやすい公共交通網の配置や安全な自転車道等の確保により、自家用車利用の抑制を図ります。

9. 自然的環境の維持・保全の方針

【秩序ある市街地の形成】

- 無秩序な市街化を抑えるとともに、農地や樹林地の虫食い的な浸食の防止に努め、安全で適正な市街地の形成を促します。

【不法投棄等の監視】

- 廃棄物(一般・産業等)の不法投棄防止に向け、監視体制の充実と適正化への指導に努めます。

10. 観光・地域振興の方針

(1) 基本的考え方

本市は、鹿島灘、北浦、涸沼をはじめとした自然資源に恵まれるとともに、メロンなどの様々な農産物も生産し、地域資源の豊かなまちとなっています。加えて東京圏からも近く、茨城空港の利用者増加等や東関東道自動車道水戸線の開通により、人の移動・交流の活性化が見込まれます。また近年では、リモートワーク、ワーケーションなど多様な働き方の増加、マイクロツーリズムといった近距離の観光行動の増加など、新たな価値観に基づく生活行動の変化も、本市の特性に合致したものと考えられます。

これらのことと踏まえ、本市において、観光・交流の活性化による地域振興に取り組むこととし、必要な機能の確保や情報発信等に取り組んでいきます。

(2) 基本目標

水・緑・農といった鉢田の持つ自然資源の掘り起こしや資源の活用
東京圏近郊といった位置や広域交通利便性向上を活かした交流拡大

(3) 基本方針

【自然資源の保全と活用】

- 市街地内に鉢田川が流れ農地も多く分布することから、自然資源を保全するとともに、農地や農業と連携したまちづくりや、公園等を活用した地域の魅力向上に努めます。
- 本市は農産品を特産物とすることから、農産品を使った商品や店舗を積極的にPRし、本市の地産地消、商工観光振興を図るとともに、需要の高い農産品の観光資源化を進めます。

【水辺景観の観光資源化】

- ラムサール条約湿地に登録された涸沼をはじめ、鹿島灘、北浦等の水辺景観について、水辺のレクリエーションの充実を含め、近隣自治体と連携を図りながら、広域的な視点での活用方策を検討します。
- 巴川、涸沼湖畔、北浦や鹿島灘海浜公園など、豊かな水辺景観を観光資源として活かし交流人口の拡大を図るため、サイクリングの活用を検討します。

【新たな生活様式に対応した交流活性化（二拠点居住・ワーケーション等）】

- 地域の魅力の情報発信により、都会や海外との交流人口の拡大やワーケーション・二拠点居住の拠点活性化に努めます。
- 閉校した学校跡地や市内に点在する別荘等を有効活用するため、企業のサテライトオフィス誘致による雇用創出や、首都圏在住者のUターン・地方移住を促進します。